

財政健全化計画等執行状況報告書

1. 基本的事項

団体名	白河地方広域市町村圏整備組合	会計名	水道用水供給事業会計
承認年度	平成22年度		

2. 判定結果

(単位:千円、%)

項目	計画最終年度(又は改善額合計)			計画前年度実績(又は補償金免除額)		類型
	目標値	実績見込値	乖離値	実績値	乖離値	
① 地方債現在高						
② 実質公債費比率						
③ 改善額	214,798	256,080	41,282	62,549	193,531	a
④ 公営企業債現在高	4,403,414	4,392,514	10,900	5,986,904	1,594,390	a
⑤ 累積欠損金比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	a
総合判定						a

3. その他

(i) 計画及び前年度執行状況の公表状況

計画:平成23年2月 公表	(<input checked="" type="checkbox"/> HP・広報紙・その他 【	】)
執行状況:平成 年 月 公表	(<input type="checkbox"/> HP・広報紙・その他 【	】)

(ii) 計画及び前年度執行状況の議会への説明

計画:平成23年2月 説明
執行状況:平成 年 月 説明

団体名	白河地方広域市町村圏整備組合
会計名	水道用水供給事業会計

類型	a
----	---

③ 改善額

(i) 推移表

(単位:千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	改善額合計	補償金免除額
計画目標値(A)	12,475	29,406	42,136	69,903	60,878	214,798	62,549
実績(見込)値(B)	33,536	10,005	57,140	68,859	86,540	256,080	
乖離値(C) (B-A)	21,061	▲ 19,401	15,004	▲ 1,044	25,662	41,282	193,531
乖離率(D) (C/A)	168.8%	▲ 66.0%	35.6%	▲ 1.5%	42.2%	19.2%	309.4%

(ii) 要因分析

計画最終年度における未達成の要因	影響額(単位:千円)						備考	やむを得ない事情
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計		
東日本大震災に係る災害復旧費(補助対象外)のうち、委託料及び修繕費の増加		8,198				8,198		1
東日本大震災に係る堀川ダム復旧工事(補助対象外)に対する福島県への負担金の増加		13,617				13,617		1
福島第一原子力発電所事故による放射性物質拡散の影響に伴う廃棄物処理経費の増加		3,475		16,319		19,794		1
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
合計	-	25,290	-	16,319	-	41,609		
うち、やむを得ない事情	-	25,290	-	16,319	-	41,609		

(iii)実績(見込)値が計画目標値に届かない理由及びやむを得ない事情についての検討事項

平成23年度は、東日本大震災に係る災害復旧費(補助対象外)として委託料及び修繕費が8,198千円増加、東日本大震災に係る堀川ダム復旧工事(補助対象外)に対する福島県への負担金が13,617千円増加、また、福島第一原子力発電所事故による放射性物質拡散の影響に伴う廃棄物処理経費(浄水発生土の仮保管費用等)が3,475千円増加したため、計画目標値に達することができなかった。

平成25年度は、福島第一原子力発電所事故による放射性物質拡散の影響に伴う廃棄物処理経費(浄水発生土の仮保管費用等)が16,319千円増加したため、計画目標値に達することができなかった。

(iv)改善に向けた取組及び今後の見通し

平成23年度における東日本大震災に係る災害復旧(補助対象・補助対象外)については、年度内に完了した。また、福島第一原子力発電所事故による放射性物質拡散の影響に伴う廃棄物処理経費(浄水発生土の仮保管費用等)については、翌年度、東京電力㈱に対する損害賠償請求を行った。

平成25年度における福島第一原子力発電所事故による放射性物質拡散の影響に伴う廃棄物処理経費(浄水発生土の仮保管費用等)については、翌年度、東京電力㈱に対する損害賠償請求を行った。

(v)改善方針の進捗状況

平成23年度における福島第一原子力発電所事故による放射性物質拡散の影響に伴う東京電力㈱からの損害賠償金については、3,475千円(平成24年度請求・受入)となった。

平成25年度における福島第一原子力発電所事故による放射性物質拡散の影響に伴う東京電力㈱からの損害賠償金については、16,319千円(平成26年度請求・受入)となった。

(iii)実績(見込)値が計画目標値に届かない理由及びやむを得ない事情についての検討事項



(iv)改善に向けた取組及び今後の見通し



(v)改善方針の進捗状況



(iii)実績(見込)値が計画目標値に届かない理由及びやむを得ない事情についての検討事項

--

(iv)改善に向けた取組及び今後の見通し

--

(v)改善方針の進捗状況

--

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：白河地方水道用水供給事業会計

事業名	白河地方水道用水供給事業		
事業開始年月日	昭和63年4月15日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	白河地方広域市町村圏整備組合 白河地方水道用水供給企業団	職員数 (H22. 4. 1現在)	12
構成団体名	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町		
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	53円（平成20年度）	財政力指数	0.310（平成21年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	—（平成20年度）	財政力指数（臨時債振替前）	—（平成 年度）
経常収支比率（%）	83.2（平成20年度）	実質公債費比率（%）	19.3（平成21年度）
		将来負担比率（%）	1.654（平成20年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率についてはその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨時債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	白河地方広域市町村圏整備組合 白河地方水道用水供給企業団 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	白河地方広域市町村圏整備組合 管理者 白河地方水道用水供給企業団 企業長 鈴木和夫
既存計画との関係	白河地方広域市町村圏整備組合 白河地方水道用水供給企業団 水道用水供給事業会計 財政計画
公表の方法等	当組合企業団議会への公表、当組合企業団ホームページへの掲載
基本方針	地方公営企業における経営の基本原則に基づき、効率的・効果的な事業運営と健全経営に努め、かつ、構成市町村との連携により、安全でおいしい水の安定供給を図る。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	71,292.0	73,762.0	83,472.7	228,526.6
	補償金免除額	16,101.1	18,329.0	28,118.6	62,548.6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	-	-	-	-
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		20,722.4	16,781.1	37,503.4

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	上水道事業	71,292.0	73,762.0	83,472.7	228,526.6
合 計 (A)		71,292.0	73,762.0	83,472.7	228,526.6
一般（再掲）※上記のうち (再掲)※上記のうち					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		71,292.0	73,762.0	83,472.7	228,526.6

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
合 計 (A)					
一般（再掲）※上記のうち (再掲)※上記のうち					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	上水道事業		20,722.4	16,781.1	37,503.4
合 計 (A)		0.0	20,722.4	16,781.1	37,503.4
一般（再掲）※上記のうち (再掲)※上記のうち					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0.0	20,722.4	16,781.1	37,503.4

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>○当企業団は白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町を構成団体とし、堀川ダムを水源に、平成13年度より水道用水供給開始（なお、棚倉町は平成17年度に加入、同年度より供給開始）。料金体系としては責任水量制を採用。</p> <p>○当企業団の供給条例上、供給料金は「供給市町村の供給水量割合に応じ、条例の別表に掲げるそれぞれの割合を義務的経費及び浄水経費に乗じて得た額の合算額に消費税を加えた額とする。また、供給料金は、決算結果により、次年度に調整を行うものとする（義務的経費…管理及び維持運営に要する経費、浄水経費…浄水に要する経費）。」と定められている。よって、平成13～17年度の間、決算結果により利益の一部を構成市町村に返還していたが、このまま利益の返還を継続すると、企業債残高約70億8,630万円（平成17年度末）に対する企業債償還金や将来の施設更新費用の財源確保が困難になる。また、各年度毎の経常費用により供給料金が変動することから、構成市町村における予算計上面からも平準化を求められていた。</p> <p>○以上のことから、平成18年度中、構成市町村財政並びに水道担当課所長会議、理事会において、次のとおり協議・了承を得て、かつ、議会においてもその旨説明し、予算の議決、決算の認定を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給料金については、平成17年度をベースとし、平準化を図る。 ・各年度に生じた利益剰余金については、市町村への返還はせず、企業債償還金及び施設更新費用等の財源に充てるため、企業団の内部留保とする。 <p>○平成21年度においては、料金回収率107.4%、総収支・経常収支比率108.0%、営業収支比率146.3%であり、供給開始年度以降100%以上を維持している。</p> <p>○平成24年4月1日、当企業団は、広域行政を一層強化し充実を図るとともに、効率的で合理的な事務執行を行うため、白河地方広域市町村圏整備組合（以下、広域圏という。）及び西白河地方衛生処理一部事務組合（以下、衛生組合という。）と統合した。当企業団及び衛生組合は3月末で解散し、広域圏における「用水供給課」及び「衛生課」となったが、業務内容に変更はない。</p>
経 営 課 題	<p>課 題 ① 供給料金の平準化と利益の確保</p> <p>○財務上の特徴でも述べたが、現状の料金水準を維持し、経費削減等の経営努力により利益を生じさせ、構成市町村の理解を得ながら将来における企業債償還金の財源と、企業債借入抑制のための施設更新費用の財源を確保すること。</p> <p>課 題 ② 効率的な資金管理、資金運用による収入の確保</p> <p>○譲渡性預金・定期預金への預入により、内部留保資金の資金運用を図ること。</p> <p>課 題 ③ 適正な職員給与体系</p> <p>○職員給与費は、営業費用に占める割合が17.3%（平成21年度決算）であり、経営への影響は大きい。当企業団では、白河市水道事業企業職員の職員給与費に準じているが、今後も国の人事院勧告、県の人事委員会勧告を参考にしながら、適正な給与体系を図っていく必要がある。なお、現在の職員数は12名（内パート11名）、平均年齢41.3歳（平成21年度末）。</p> <p>課 題 ④ 費用の節減</p> <p>○運転管理業務の委託契約を複数年とし、競争入札により経費の節減を図ること。</p>
留 意 事 項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:千円, %)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)					
区 分	1. 企 業 債						100,000	100,000	94,400	94,400	71,200	71,200	231,300			
	資本費平準化債															
	2. 他 会 計 出 資 金	57,155	57,361	57,580	57,811	58,058	58,319	58,319	58,595	58,595	59,933	59,576	59,981	59,722	60,031	59,872
	3. 他 会 計 補 助 金															
	4. 他 会 計 負 担 金															
	5. 他 会 計 借 入 金															
	6. 国(都道府県)補助金									900						
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金															
	8. 工 事 負 担 金															
	9. そ の 他															
計 (A)	57,155	57,361	57,580	57,811	58,058	58,319	58,319	152,995	152,995	132,033	130,776	291,281	59,722	60,031	59,872	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)																
純 計 (A)-(B) (C)	57,155	57,361	57,580	57,811	58,058	58,319	58,319	152,995	152,995	132,033	130,776	291,281	59,722	60,031	59,872	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	4,410		524	449					945					3,672	
	うち職員給与費															
	2. 企 業 債 償 還 金	242,713	261,154	270,626	279,707	287,905	396,643	396,643	402,464	401,578	389,838	388,458	562,153	326,831	340,191	335,580
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金															
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金															
5. そ の 他	53,729	53,729	53,729	53,729	53,729	53,729	53,729	53,729	53,729	53,729	53,729	53,729	53,729	53,729	53,729	
計 (D)	300,852	314,883	324,879	333,885	341,634	450,372	450,372	456,193	455,307	444,512	442,187	615,882	380,560	397,592	389,309	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	243,697	257,522	267,299	276,074	283,576	292,053	292,053	303,198	302,312	312,479	311,411	324,601	320,838	337,561	329,437	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	243,487	257,522	267,274	276,053	283,576	292,053	292,053	303,198	302,312	84,687	311,411	251,158	293,933	248,723	210,953
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額										227,747		73,443	26,905	88,566	118,484
	3. 繰 越 工 事 資 金															
	4. そ の 他	210		25	21						45				272	
計 (F)	243,697	257,522	267,299	276,074	283,576	292,053	292,053	303,198	302,312	312,479	311,411	324,601	320,838	337,561	329,437	
補てん財源不足額 (E)-(F)																
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)																
企 業 債 現 在 高 (H)	7,086,296	6,825,142	6,554,516	6,274,809	5,986,904	5,690,261	5,690,261	5,382,197	5,383,083	5,063,558	5,065,825	4,732,705	4,738,994	4,392,514	4,403,414	

(2) 他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)					
区 分	収 益 的 収 支 分	4,638	4,432	4,213	3,982	3,735	3,474	3,474	3,198	3,198	529	1,184	461	1,038	390	888
	うち基準内繰入金	4,638	4,432	4,213	3,982	3,735	3,474	3,474	3,198	3,198	529	1,184	461	1,038	390	888
	うち基準外繰入金															
資 本 的 収 支 分		57,155	57,361	57,580	57,811	58,058	58,319	58,319	58,595	58,595	59,933	59,576	59,981	59,722	60,031	59,872
	うち基準内繰入金	3,426	3,632	3,851	4,082	4,329	4,590	4,590	4,866	4,866	6,204	5,847	6,252	5,993	6,302	6,143
	うち基準外繰入金	53,729	53,729	53,729	53,729	53,729	53,729	53,729	53,729	53,729	53,729	53,729	53,729	53,729	53,729	53,729
合 計	61,793	61,793	61,793	61,793	61,793	61,793	61,793	61,793	61,793	60,462	60,760	60,442	60,760	60,421	60,760	

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)						
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
料金回収率※ (%)	103.7	102.2	105.9	105.8	107.4	106.6	103.4	101.2	106.3	110.5	108.6	113.3	113.6	117.7	111.9	
資本費 (円又は%)	59.6	57.7	54.6	53.3	51.6	50.6	50.9	48.4	48.8	46.4	47.2	44.4	45.7	43.0	44.5	
総収支比率(法適用) (%)	103.7	102.2	105.9	105.8	108.0	107.2	103.8	103.4	106.5	111.9	108.7	114.1	113.7	119.7	112.0	
経常収支比率(法適用) (%)	103.7	102.2	105.9	105.8	108.0	107.2	103.8	103.4	106.5	111.3	108.7	113.5	113.7	117.8	112.0	
営業収支比率(法適用) (%)	148.6	143.4	148.5	145.9	146.3	142.3	136.6	129.1	137.9	141.8	139.0	141.1	143.9	144.0	138.8	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)																
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)																
繰入金比率	収益的収入分 (%)	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	
	うち基準内繰入金 (%)	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	
	うち基準外繰入金 (%)															
	資本的収入分 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	36.8	36.8	38.3	38.3	45.4	45.6	20.5	100.0	100.0	100.0
	うち基準内繰入金 (%)	6.0	6.3	6.7	7.1	7.5	2.9	2.9	3.2	3.2	4.7	4.5	2.1	10.0	10.5	10.3
うち基準外繰入金 (%)	94.0	93.7	93.3	92.9	92.5	33.9	33.9	35.1	35.1	40.7	41.1	18.4	90.0	89.5	89.7	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100
 - (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100
 - (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
 - (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100
 - (7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。
 - (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100
 - ※1 供給単価 (円/m) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価 (円/m) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100
 - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。
 - 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
 - 4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>○当企業団における料金体系は責任水量制。供給条例上、供給料金は『供給市町村の供給水量割合に応じ、条例の別表に掲げるそれぞれの割合を義務的経費及び浄水経費に乗じて得た額の合算額に消費税を加えた額とする。また、供給料金は、決算結果により、次年度に調整を行うものとする。』（義務的経費…管理及び維持運営に要する経費、浄水経費…浄水に要する経費）と定められている。</p> <p>・構成市町村毎の1日の責任水量及び割合は、白河市6,800㎡(31.910%)、西郷村1,600㎡(7.508%)、泉崎村3,510㎡(16.471%)、中島村1,600㎡(7.508%)、矢吹町4,800㎡(22.525%)、棚倉町3,000㎡(14.078%)である。ただし、割合については、平成27年度までの特例措置あり。</p> <p>○供給料金については、「Ⅱ財務状況の分析」中、財務上の特徴でも述べたとおり、平成17年度をベースとしていることから、当計画期間中の料金は一定とする。また、各年度に生じた利益剰余金については、市町村への返還はせず、将来における企業債償還金及び施設更新費用等の財源とするため、減債積立金、建設改良積立金等に処分する予定である。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>○現在、国の繰出基準【地方公営企業繰出金について(通知)、第1上水道事業】に基づき、企業債の元利償還金について、構成市町村より繰出を受けている。今後、繰出対象企業債の償還期限である平成31年度まで繰出を受ける予定。</p> <p>○また、繰出基準以外に、構成団体である棚倉町より施設整備費負担金(資本的収入:出資金)を繰り入れている。これは、平成17年4月1日からの同町への水道用水供給(分水)に伴い、協定等により同町の負担を定めたもので、負担期間は平成17～27年度までである。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>○計画期間中の大規模な建設改良事業の予定はなし。</p> <p>○資金運用として、内部留保資金の譲渡性預金・定期預金への預入に係る利息収入を予定計上。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>○繰上償還に係る各経費は、繰上償還後の数値を予定計上。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

フォローアップ用

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	課題③	<p>○平成25年度をもって、職員1名の退職(定年)が予定される。 ……職員給与費【改善効果額:8,992千円】</p> <p>○平成24年度の統合に伴う用水供給課職員数は、旧3団体の全ての業務を総合的に行う事務局職員(事務局長、事務局次長、福祉係を除く総務課職員及び出納係職員)を除くため、平成23年度末の12名から、平成24年度以降は8名となった。 なお、当該計画策定時は、平成25年度をもって1名の退職(定年)が予定されていたが、統合に伴う人員配置の変更により、退職者1名の減及び1名の増となった。また、平成26年度中に職員1名が退職(自己都合)したことから7名となり、増員はなかった。 ……【改善効果額:定年退職者8,992千円 ⇒ 途中退職者5,901千円=(年間予定)8,047千円-(4~6月までの実績)2,146千円】</p> <p>○平成24年度の統合に伴い、業務を総合的に行う事務局職員の人件費(給料、職員手当等、共済費及び総合事務組合負担金)の各課負担については、統合時における圏域市町村長会議において確認事項(按分率)が合意され、総務費が50%、衛生費が25%、用水供給事業費が25%、それぞれ負担することとなった。 ……影響額としては、統合の前年度となる平成23年度の職員給与費85,966千円を基準とし、平成24年度以降の人件費をそれぞれ差し引いた場合、平成24年度:△3,696千円、平成25年度:△10,176千円、平成26年度:△11,000千円となった。</p>
○ 給与のあり方	課題③	<p>○当企業団の給与等については、白河市水道事業企業職員に準じている。 ○地域手当制度なし。</p>
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	課題③	<p>○平成17年度、特殊勤務手当の廃止 ……【改善効果額:600千円】※H16年度決算額</p> <p>○平成18年度、寒冷地手当の廃止(段階的) ……【改善効果額:463千円(H18)、196千円(H19)、129千円(H20)】※H17・18・19・20年度決算額比較</p> <p>○平成18年度、国県に準拠した平均4.8%の給与構造改革の実施 ……【改善効果額:233千円】※H18年度当初予算と補正後比較</p> <p>○国の人事院勧告、県の人事委員会勧告を参考にしながら、適正な給与体系を図る ……平成17年度、給与改定△0.30% ……平成18年度、給与構造改革△4.8%、期末手当の支給月数△0.05月 ……平成19年度、給与改定0.57%、勤勉手当の支給月数0.05月 ……平成20年度、給与改定0.37%、期末手当の支給月数△0.02月 ……平成21年度、給与改定△0.14%、期末手当の支給月数△0.28月、勤勉手当の支給月数△0.10月 ……平成22年度、給与改定 55歳超職員の支給額を0.9%減額、期末手当の支給月数△0.10月、勤勉手当の支給月数△0.05月 ……平成23年度、給与改定△0.23%、現給保障額△0.49% ……平成25年度、臨時特例条例△4.16%(平均)、特別職一律△10% ……平成26年度、給与改定0.18%、勤勉手当の支給月数0.15月</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		○技能労務職員は採用していない。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		○退職手当については、福島県市町村総合事務組合に加入しており、退職時の1号給特別昇給については平成17年2月より廃止。
◇ 福利厚生事業のあり方		○健康保険については、福島県市町村職員共済組合に加入。 ○職員互助会については、平成22年度より公費助成分を見直し、会費負担金分のみ。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題④	<p>○運転管理業務の委託契約を複数年とし、競争入札により経費の節減を図るよう検討(平成23年度を目標) ……【改善効果額:1,344,084千円】※H21年度決算額とH23~25年度契約見込額による比較。なお、H26年度契約については、業務内容見直しに伴う人員配置等の検討中であることから、複数年契約を見送ることとなった。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	課題① 課題②	○経費削減等の経営努力を引き続き実施することにより、現行の料金水準を維持し、将来における企業債償還金や施設更新費用等の財源確保を図りつつ、健全経営に努める。 ○当企業団における「公金管理及び運用方針」(平成20年度制定)に基づき、安全性及び流動性を確保したうえで、効率的な資金管理を行う。具体的には、金融機関の経営状況等の把握に努め、資金運用計画に基づき、譲渡性預金・定期預金による運用を行う。なお、改善効果額は、その年度における運用益を算出した。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		○公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画については、今後、当企業団議会への公表、当企業団ホームページへの掲載を予定している。 ○予算、決算等の公表については、当該議案の議決後、また、業務の状況公表については、5月末、11月末の年2回、それぞれ構成市町村への公表と、当企業団揭示場及びホームページへの掲載を行っている。
○ 行政評価の導入		
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

フォローアップ用

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	<p>【課題③】【Ⅳ－1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後も国の人事院勧告、県の人事委員会勧告を参考にしながら、適正な給与体系を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度、特殊勤務手当の廃止……〔計画5年間の改善効果額：3,000千円〕 ・平成18年度、寒冷地手当の廃止（段階的）……〔計画5年間の改善効果額：3,940千円〕 ・平成18年度、国県に準拠した平均4.8%の給与構造改革の実施……〔計画5年間の改善効果額：1,165千円〕 ・平成25年度をもって、職員1名が退職（自己都合 定年）予定……〔計画5年間の改善効果額：5,901 8,992千円〕 <p>【課題④】【Ⅳ－1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運転管理業務の委託契約を複数年とし、競争入札により経費の節減を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託の複数年契約……〔計画5年間の改善効果額：4,000 4,324千円〕 <p>※H26年度契約については、業務内容見直しに伴う人員配置等の検討中であることから、複数年契約を見送ることとなった。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>【Ⅲ－(4)2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在、国の繰出基準【地方公営企業繰出金について（通知）、第1上水道事業】に基づき、企業債の元利償還金について、構成市町村より繰出を受けている。今後、繰出対象企業債の償還期限である平成31年度まで繰出を受ける予定。 ○また、繰出基準以外に、構成団体である棚倉町より施設整備費負担金（資本的収入：出資金）を繰り入れている。これは、平成17年4月1日からの同町への水道用水供給（分水）に伴い、協定等により同町の負担を定めたもので、負担期間は平成17～27年度までである。
4 その他	<p>【課題①】【Ⅳ－2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○将来における企業債償還金及び施設更新費用の財源確保が主な課題である。 <ul style="list-style-type: none"> ・現状の料金水準を維持し、経費削減等の経営努力により利益を生じさせ、構成市町村の理解を得ながら将来における企業債償還金や施設更新費用（企業債の借入抑制のため）の財源を確保する……〔計画5年間の改善効果額：228,731 186,084千円〕 <p>【課題②】【Ⅳ－2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○効率的な資金管理、資金運用により収入の確保を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡性預金、定期預金への預入により内部留保資金を資金運用……〔計画5年間の改善効果額：9,343 7,296千円〕

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【新規計画策定団体】

① 年度別目標

(単位：千円、%)

課題	目標又は実績	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	計画前5年度 実績	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		計画合計	
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)		(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)	(計画第5年度)	(計画第5年度)					
	累積欠損金比率																		
	企業債現在高	7,086,296	6,825,142	6,554,516	6,274,809	5,986,904		5,690,261	5,690,261	5,382,197	5,383,093	5,063,558	5,065,825	4,732,705	4,738,994	4,392,514	4,403,414		
【収入の確保】																			
	料金改定率																		
	改善効果額(料金の適正化)																		
	未収金の徴収対策																		
	改善効果額																		
	一般会計負担金の額																		
	改善効果額(負担金の確保等)																		
②	資産の有効活用(資金運用)				173	3,345		3,245	3,040	2,378	1,880	1,341	860	1,079	782	1,300	734		
	改善効果額(収入増額)				173	3,345	3,518	3,245	3,040	2,378	1,880	1,341	860	1,079	782	1,300	734	9,343	7,296
①	その他(供給料金収入)	684,124	684,056	684,056	684,056	684,056		684,056	684,056	684,056	684,056	684,056	684,056	684,056	684,056	684,056	684,056		
	改善効果額(利益の確保)		672	24,329	23,391	33,694	82,086	28,670	7,814	4,662	24,824	52,834	38,574	64,847	66,419	77,718	48,450	228,731	186,081
【経費の削減】																			
③	職員給与費の適正化																		
	職員給与費(退職手当以外)	74,392	76,281	77,138	79,921	80,902		84,262	83,999	85,966	88,054	56,928	90,299	55,955	91,995	55,576	84,037		
	改善効果額	600	1,296	1,492	1,621	1,621	6,630	1,621	1,621	1,621	1,621	1,621	1,621	1,621	1,621	1,621	1,621	14,006	17,097
	給与水準																		
	改善効果額	600	1,296	1,492	1,621	1,621	6,630	1,621	1,621	1,621	1,621	1,621	1,621	1,621	1,621	1,621	1,621	8,105	8,105
	その他(職員数の削減)																		
	改善効果額						0									5,901	8,992	5,901	8,992
④	維持管理費等(運転管理)	44,500	45,000	44,800	44,000	45,300		45,800	45,800	43,956	44,219	43,956	44,219	43,988	44,219	47,520	44,219		
	改善効果額(見直し)									1,344	1,081	1,344	1,081	1,312	1,081	0	1,081	4,000	4,324
	工事コスト																		
	改善効果額(縮減額)																		
	その他()																		
	改善効果額																		
注 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。							計画前5年間改善効果額 合計	92,234	改善効果額 合計 A								256,080	214,798	
								<参考>補償金免除額(旧資金運用部資金)								62,548.6	62,548.6		

② 経営状況

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)
給水人口 (千人)	125	124	124	124	124
年間総有収水量 (千m ³)	7,324	7,371	7,455	7,371	7,453
公称施設能力 (m ³ /日)	21,310	21,310	21,310	21,310	21,310
1日最大配水量 (m ³ /日)	21,310	21,310	21,310	21,279	21,310
最大稼働率 (%)	100.0	100.0	100.0	99.9	100.0
供給単価 (円/m ³)	93.4	92.8	91.8	92.8	91.8
給水原価 (円/m ³)	90.1	90.8	86.6	87.7	85.5

平成22年度 (計画初年度)		平成23年度 (計画第2年度)		平成24年度 (計画第3年度)		平成25年度 (計画第4年度)		平成26年度 (計画第5年度)	
123	124	122	124	122	124	122	124	121	124
7,436	7,395	7,454	7,409	7,485	7,417	7,438	7,409	7,396	7,416
21,310	21,310	21,310	21,310	21,310	21,310	21,310	21,310	21,310	21,310
21,310	21,304	21,310	21,303	21,310	21,301	21,310	21,299	21,310	21,303
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9	100.0	100.0
92.0	92.5	91.8	92.3	91.4	92.2	92.0	92.3	92.5	92.2
86.3	89.5	90.7	86.9	82.7	84.9	81.2	81.3	78.6	82.4

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。